三　占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
四　占用の制限の開始の期日　平成三十年六月二十三日

○関東地方整備局告示第百九十九号

多摩川水系に係る指定区間外の一級河川多摩川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号。）第六条第二項の区域を次のように指定する。
その関係図面は、国土交通省関東地方整備局及び同局京浜河川事務所に備え置いて縦覧に供する。
平成三十年六月二十二日　関東地方整備局長　泊　宏
次の図面の黄緑色で着色した部分に該当する土地の区域
（図面省略）

附　則

河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十八号）第十三条の規定により、河川保全区域の指定があったものとみなされた、昭和九年七月三十一日付け東京府告示第四百九十一号に係る土地のうち、次の図面の黄色で着色した部分に該当する土地の区域は廃止する。
（図面省略）

○北陸地方整備局告示第六十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成三十年六月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十年六月二十二日　北陸地方整備局長　小俣　篤

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　八号及び十七号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
新潟市中央区紫竹山四丁目四六九番二地先から同市中央区紫竹山五丁目四四五番一地先まで	前	三九・七メートル～二五〇・一九メートル	〇・一〇二キロメートル
	後	三九・七八メートル～二四三・一一メートル	〇・一〇二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○北陸地方整備局告示第六十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成三十年六月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十年六月二十二日　北陸地方整備局長　小俣　篤

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四十九号、四百三号及び四百五十九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
新潟市中央区紫竹山五丁目四四一番四地先から同市中央区紫竹山二丁目四四七番二三地先まで	前	四五・三メートル～二二九・三九メートル	〇・一〇〇キロメートル
	後	四五・三四メートル～二二九・三九メートル	〇・一〇〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○中部地方整備局告示第六十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。
その関係図面は、平成三十年六月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十年六月二十二日　中部地方整備局長　塚原　浩一

	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一　道路の種類及び路線名 一般国道　一号	名古屋市熱田区六番二丁目地先から同市熱田区六番一丁目地先まで	中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所
〃　二十一号	美濃加茂市御門町二丁目地先から岐阜県加茂郡坂祝町大針地先まで	中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所
〃　二十三号	津市久居明神町字西藤谷地先から同市久居相川町字硯石地先まで	中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所
〃　四十一号	飛騨市神岡町船津地先内	中部地方整備局及び同局高山国道事務所
〃　百五十五号	豊田市若宮町四丁目地先から同市栄町七丁目地先まで	中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

二　制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
三　占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
四　占用の制限の開始の期日　平成三十年七月一日

○近畿地方整備局告示第百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成三十年六月二十二日　近畿地方整備局長　池田　豊人

一　施行者の名称　兵庫県
二　都市計画事業の種類及び名称　阪神間都市計画道路事業三・三・二百十一号塚口長尾線
三　事業施行期間　自平成三十年六月二十二日至平成三十六年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　兵庫県伊丹市昆陽泉町三丁目及び四丁目、昆陽南一丁目並びに昆陽東五丁目地内
使用の部分　なし

○中国地方整備局告示第六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成三十年六月二十二日　中国地方整備局長　川﨑　茂信

一　施行者の名称　広島県
二　都市計画事業の種類及び名称　広島圏都市計画道路事業三・三・九百二十号焼山押込線
三　事業施行期間　自平成三十年六月二十二日至平成三十七年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　広島県呉市焼山北三丁目及び焼山泉ヶ丘一丁目地内
使用の部分　広島県呉市焼山北三丁目地内